

<b>事業名</b>	豊島区保健所のオープン
<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年5月7日に池袋保健所を南池袋2-1-1に移転</li> <li>・ 移転に伴い、名称を「豊島区保健所」に変更</li> <li>・ 健康に関する「気づき」を得て「相談」ができる「わたしメンテラボ」を設置し、区民の健康づくりを支援</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 池袋保健所は、旧池袋保健所(東池袋 1-20-9)の老朽化により、大規模改修や移転を含めた検討を重ねた結果、令和元年10月に造幣局東京支局跡地(東池袋 4-42-16)へ仮移転し、その後、南池袋二丁目 C 地区再開発事業ビル(南池袋 2-1-1)へ本移転が決定。3月27日に引き渡しが行われ、開所に向けて最終準備を進めている。
- ・ 新たな基本構想・基本計画が始動し、若年女性の痩せや不健康な食生活などの健康課題に対して、「楽しめる健康づくり」や「効果的な情報発信」、「若年女性への対策」などの新たな取り組みを実施していく。

### 2. 目的

- ・ 保健所専門機能の強化、健康づくり支援の拡充等を図り、区民の命と健康を守る公衆衛生の拠点を目指す。

### 3. 内容

- ・ 令和8年5月7日に池袋保健所を移転し、保健所名称を「豊島区保健所」に変更する。

【フロア構成(延べ床面積 約 4,658 m<sup>2</sup>)】

1階(約602m <sup>2</sup> )	歯科診療所、薬局、駐輪場(来庁者用50台)
2階(約2,613m <sup>2</sup> )	総合窓口、わたしメンテラボ、講堂、診察室、歯科相談室、健康教育室、休日診療所 他
3階(約1,443m <sup>2</sup> )	許認可手続窓口・執務室・相談室

- ・ 「わたしメンテラボ」概要—開設時間 平日9:15~16:30(受付終了 16:15)

【スペース構成】 健康測定コーナー、健康相談スペース、情報発信コーナー

【内容】 健康測定機器により健康セルフチェックができるほか、管理栄養士や保健師、助産師などの健康コンシェルジュが健康相談に応じる。情報発信コーナーにて様々な健康情報の取得が可能

【常設健康測定機器】 体組成計・血圧計・骨健康度測定器・野菜摂取度測定器・肌年齢測定器・握力計

5月~7月は「脳年齢・血管年齢 らくらくウエルネス」を特別設置するほか、月間テーマに合わせた事業を実施

- ・ 今秋にオンライン相談をスタートし、来所が難しい方も場所を選ばず、移動時間ゼロで健康相談が可能
- ・ わたしメンテラボでの測定・相談や日々の健康記録、歩行等でポイントを貯められる「としま健康チャレンジ！」をアプリ化し、若年層の健康意識の向上に向けたアプローチを強化(6月にリリース予定)
- ・ AIを活用した地域情報提供サービス「としまコミュニティ・コンパス」を名古屋大学と共同で実施

### 4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年4月29日 落成式(10時~11時)・内覧(11時~12時) ※関係者・メディア向け
- ・ 令和8年5月7日 開所

<b>事業名</b>	<b>防災ポータルサイト・防災アプリ開設</b>
<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 8 年 4 月 1 日に防災ポータルサイトと防災アプリをリリース</li> <li>・ 防災情報を集約し、避難所情報や避難指示などの緊急情報をリアルタイムで発信</li> <li>・ 防災アプリは、プッシュ通知機能や位置情報機能を有しており、速やかに情報を届ける</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 豊島区は、巨大ターミナル駅“池袋”を有する高密都市であり、災害発生時には情報の錯綜やデマの情報等による混乱が生じることが懸念されることから、正確な状況把握と区民への情報発信、避難指示等の対処措置の迅速かつ的確な実施が求められている。
- ・ 令和7年10月に被災情報を収集・集約する「防災情報システム」を導入し、令和8年4月1日に区民・在勤・在学者・来街者に、情報を円滑に提供する「防災ポータルサイト」「防災アプリ」をリリース。

### 2. 目的

- ・ 防災に係る情報を集約し、情報へのアクセスを平易化、一人ひとりの防災力の強化を図る。

### 3. 内容

- ・ 災害対策本部が入力した被害情報や指示連絡を一元で管理・確認する「防災情報システム」と、「防災ポータルサイト」・「防災アプリ」を連動することで、リアルタイムで正確に災害時の情報を届ける。

#### 【防災ポータルサイトの特徴】

- ・ 閲覧にダウンロードが不要なため、発災時に区民・来街者等多くの方に情報を届ける。
- ・ 災害時は救援センター（避難所）や一時滞在施設、緊急医療救護所等の開設状況や受入可否、混雑状況等を一覧とマップで公開。さらに、平時から気象情報や交通情報、ライフライン等の情報をリアルタイムで収集・提供する。
- ・ 全ての人が同じ情報を得られるように 131 言語に対応している。
- ・ 平時からも、区からの防災に関するお知らせや、学びのコンテンツを提供して、防災意識の啓発を図る。

#### 【防災アプリの特徴】

- ・ 防災ポータルサイトと同様の災害情報を提供することに加え、情報の更新を即座に伝えるプッシュ通知機能が付いており、より確実に情報を届ける。
- ・ 自分の居場所から区内で最寄りの避難所がわかる位置情報機能を搭載。

#### 【「災害発生時における情報発信の協力に関する協定」概要】

- ・ 4 月 27 日に区内の街頭ビジョンを管理する企業 6 社（株式会社アニメイト、株式会社サンシャインシティ、株式会社タイトー、東京建物株式会社、株式会社パルコ、株式会社ビックカメラ）と協定を締結する。
- ・ 混乱が生じやすい災害時においても、街頭ビジョンを通じて、帰宅困難者や来街者に情報発信を行い、情報を届ける。日本語、英語、中国語、韓国語の 4 言語に対応しており、防災ポータルサイトにアクセスできるよう誘導する。

<b>事業名</b>	としま賃上げ促進支援金の支給	23区唯一
------------	----------------	-------

<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内の中小企業事業者を対象に、従業員の基本給を3%以上引き上げた場合、1人あたり5万円(最大50万円)を支給</li> <li>・ 申請から振込まで、郵送や来庁を必要とせずにオンラインで完結</li> <li>・ 雇用や各種保険など、としまビジネスサポートセンターの社会保険労務士相談も活用可能</li> </ul>
----------------	---

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 多くの区内中小企業が人材確保に苦慮している中で、近年は最低賃金が毎年引き上げられており、物価高騰の中で賃上げにも対応しなければならないという厳しい経済状況に置かれている。
- ・ 令和7年11月21日に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策の中では、重点支援地方交付金を拡充し、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取り組みを強化していくこととされている。

### 2. 目的

- ・ 従業員の基本給を引き上げる等、継続的な賃上げを行う区内中小企業事業者に対し、支援金を支給することで、区内中小企業の賃上げを促進し人材確保を支援する。

### 3. 内容 ※詳細は区ホームページ参照

申請受付期間	令和8年4月20日(月)から12月22日(火) ※1事業者1回のみ申請可 ※受付期間内に予算の上限に達した場合は、前倒しして受付終了
対象事業者	①区内に本店登記地を有する中小企業法第2条に規定する中小企業 ②区内に主たる事業所を有する個人事業主 ※経営安定臨時支援金事業(介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所)の利用者は除く
支給額	従業員1人あたり5万円(1事業者あたり50万円が上限) ※申請受理後、翌月末頃に振込予定(申請内容や時期によって期間を要する場合有)
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象従業員：①週20時間以上の勤務実績があり、役員でないもの ②令和7年11月21日以前から雇用されているもの</li> <li>・支給対象賃金：基本給または時間給等(賞与・手当を除く)</li> <li>・支給対象賃上げ率：賃上げ対象期間に、前月比3%以上の基本給の賃上げを実施すること</li> <li>・賃上げ対象期間：令和8年4月1日(水)～12月15日(火) ※期間中に支給されていること</li> </ul>

URL: <https://www.city.toshima.lg.jp/584/machizukuri/sangyo/kigyo/2602241505.html>

### 4. 予算額

411,210千円(人材派遣委託 5,355千円×2名+広報費 500千円+支援金 400,000千円)



<b>事業名</b>	経営安定臨時支援金の支給(介護サービス事業所)
------------	-------------------------

<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材不足や介護報酬改定により、経営が苦しい介護サービス事業所に対し、区が独自支援を実施</li> <li>・ 区内介護サービス事業所を対象とした支援</li> </ul>
----------------	--

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 福祉や介護サービスへのニーズが高まる一方で、介護サービス事業所は人材不足による採用・人件費の高騰等により、経営環境は極めて厳しい状況にある。特に訪問介護事業所は、令和6年度の報酬改定により基本報酬が引き下げられ、事業継続が危ぶまれる状況となっている。こうした中、緊急的かつ時限的な対応として、介護サービス事業所に対する支援が必要であると判断し、区独自の支援を実施することにした。

### 2. 目的

- ・ 介護サービス事業所の人材の確保等を支援するとともに、訪問介護報酬の減額を緩和し、事業所の経営の安定化を図ることで、区民に必要な介護サービスの提供体制を維持する。

### 3. 内容

- ① 人材確保支援金: 介護人材の確保等を支援するための支援金を支給
- ② 訪問介護支援金: 訪問介護報酬引き下げの影響を緩和するための支援金を支給(①に上乗せ)

支援金の種別	区 分	支給金額
①人材確保支援金	通所・入所・訪問系事業所	1事業所あたり 15万円
②訪問介護支援金	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、 夜間対応型訪問介護事業所	1事業所あたり 53万円

### 4. 対象

令和7年12月1日時点で、事業を実施している介護サービス事業所(※休止中の事業所を除く)

- ① 人材確保支援金: 区内介護サービス事業所(通所・入所・訪問系)315事業所
- ② 訪問介護支援金: 区内訪問介護事業所等 73事業所

### 5. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年5月11日～6月12日 申請受付期間
- ・ 令和8年7月中旬 支援金支給予定

<b>事業名</b>	経営安定臨時支援金の支給(障害福祉サービス事業所)
------------	---------------------------

<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業所の経営にとって要となる「人材の確保」を支援するための区独自の支援金</li> <li>・ 区内すべての事業所を対象とした支援</li> </ul>
----------------	---

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 障害福祉サービス事業所の経営環境は近年厳しさを増しており、令和6年の国内障害福祉サービス事業所の倒産・休廃業件数は過去最多となっている。
- ・ 昨年11月に実施した豊島区障害者実態意向調査では、運営上の課題として、区内事業所の約65%が「職員の確保」を挙げている。
- ・ こうした中、緊急的かつ時限的な対応として、障害サービス事業所の事業継続に対する支援が必要と判断した。

### 2. 目的

- ・ 人材確保に必要な支援を行い、区民に必要な障害福祉サービスを継続的に提供する。

### 3. 内容

- ・ 事業所の経営安定化に資する、人材確保を目的とした区独自の支援金を支給する(1事業所あたり15万円)。

### 4. 対象

令和7年12月1日時点で、事業を実施しているすべての障害福祉サービス事業所(※休止中の事業所を除く)

- ・ 区内障害福祉サービス事業所(289事業所)

### 5. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年5月11日～6月12日 申請受付期間
- ・ 令和8年7月中旬 支援金支給予定

<b>事業名</b>	民泊の適正運営に向けた取り組み
<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年4月より住宅宿泊対策グループを新設し、組織体制を強化</li> <li>・ 定期報告を期日までに行わない不適正な事業者の内、特に2回連続で期日までに報告が行われなかった事業者に対し業務改善命令を発出</li> </ul>

## 事業の内容


### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 民泊制度が平成30年6月にはじまり、7年が経過。届出住宅数は1850件を超え、全国で5番目に多く、周辺住民から、騒音、ごみのルール違反等多数の苦情が寄せられており、民泊制度への対応が急務となっている。
- ・ 令和7年12月15日に「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を改正し、区域と期間の制限と、罰則規定を新設した(令和8年12月16日から適用)。
- ・ 令和8年1月29日に「住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱」を策定し、事業者に周知している。
- ・ 指導・監督を徹底するため、4月より住宅宿泊対策グループを新設した。
- ・ 事業者は、偶数月の15日までに宿泊実績を定期報告しなければならないが、毎回、定期報告を期日までに行わない不適正な事業者が約400施設存在している。
- ・ 令和8年4月3日に、報告を怠った事業者に対して、業務改善命令を発出した。

### 2. 目的

- ・ 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に向け、住宅宿泊事業者に対する指導・監督を徹底

### 3. 内容

- ・ 令和8年4月より組織体制を強化し、住宅宿泊対策グループを新設した。5月からは6名体制で指導・監督を実施。
- ・ 令和7年12月15日及び令和8年2月15日の2回連続で定期報告を怠った83事業者(202施設)に対して、令和8年4月3日に業務改善命令を発出した。
- ・ 業務改善命令先の83事業者(202施設)について、区ホームページに公表した。  
<https://www.city.toshima.lg.jp/214/kurashi/ese/kankyoese/minpaku/huriekisyobunn.html>

- ・ 業務改善命令先の事業者の内、4月15日までに定期報告を実施しなかった15事業者(23施設)に対して、弁明の機会の付与の手続きを行なった上で、1年間の業務停止命令を発出する予定。

### 4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年6月頃 15事業者(23施設)に対して、1年間の業務停止命令を発出予定
- ・ 令和8年12月16日 区域と期間の制限及び罰則の条項が適用開始
- ・ 偶数月の15日までに宿泊実績の定期報告を求め、報告を行なわない不適正な事業者に対して、業務改善命令、業務停止命令を実施する。